

平成 23 年 7 月 15 日

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生 の 情 報 発 信

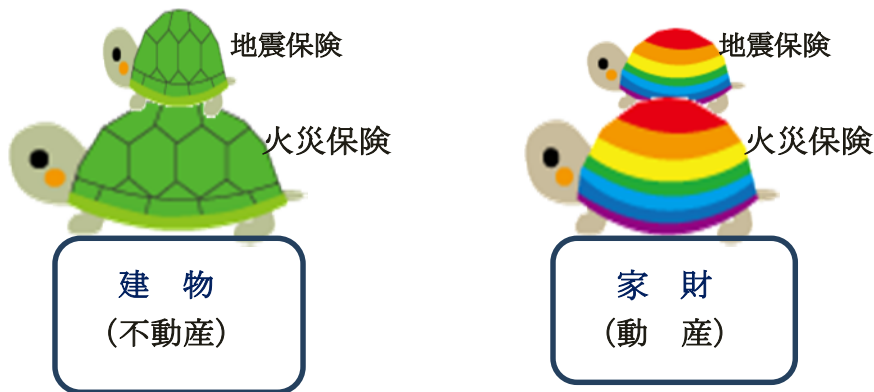
NO.7 地震保険



暑中、お見舞い申し上げます。
毎日暑いですが、お元気でお過ごしですか？
節電の夏、なかなか大変ですね。体調の管理にお気をつけください。
今回は地震保険について書きました。

地震保険は火災保険とセット

地震保険は、火災保険とセットで加入しなければなりません。
火災保険は、不動産（建物）にかかる保険と動産（家財）にかかる保険に分かれています。
そのため、地震保険も建物にかかる保険と家財にかかる保険を分けて考える必要があります。
下記の親ガメと子ガメのようなイメージです。



火災保険の保険金

建物に対する火災保険の保険金は、建物の価値で決められます。
保険会社が査定するもので、自分で保険金額を自由に設定する生命保険とは異なります。

地震保険の保険金

地震保険の保険金額は、火災保険の契約金額の 30%～50%の範囲で設定し、建物は 5,000 万円、家財は 1,000 万円が上限の金額になります。
建物 2,000 万円の火災保険に加入の場合、地震保険は、600 万円～1,000 万円の範囲になります。

地震で建物が被害にあったら？

まずは保険会社に連絡し、被害状況の写真をとっておくことです。証拠を残しておくことがとても重要です。

地震保険の保険金支払い

地震で大規模な災害が発生した場合、被災者のために迅速な支払いが要求されます。そのため地震保険では損害の程度を、全損・半損・一部損の3つに分類し、それぞれ100%、50%、5%が支払われるようになっています。

1,000万円の地震保険に加入の場合、全損1,000万円、半損500万円、一部損50万円です。一部損の場合、半損の10分の1の金額しか支払われないので、東日本大震災後、損害の分類をもう少し細かく設定してほしいという要望が多く出されています。

地震保険の保険料

地震保険の保険料は、地域と建物の構造によって決まります。

地震発生の確率予想などにに基づき、全国を8つの地域に分類しています。

地震保険は、どの保険会社と契約しても、保険料は同一です。

契約金額1,000万円当たりの年間保険料

	鉄骨・コンクリート	木造
東京、神奈川、静岡	16,900円	31,300円
大阪	10,500円	18,800円
兵庫、京都、奈良、滋賀	6,500円	12,700円

地震保険の運営

東日本大震災に伴う地震保険では、支払額が1兆円を超えました。

損保会社は、支払えるのだろうかと思われている方もいらっしゃると思います。

地震保険には再保険という制度があり、民間の保険会社で支払いきれない部分を、国が負担する仕組みになっているのです。

国は、1964年の新潟地震をきっかけに、巨大地震に備えて法律を整備しました。

2011年4月現在の保険金総額の上限額は、5兆5,000億円です。

保険金ができる？ できない？

①家は無事だけど、塀が倒れた。 ×

保険金を受け取るための条件は、住宅の主要構造部（柱、はり、壁など）に一定の損害が生じていることです。塀や門、物置などは主要構造部には含まれないので、保険金は支払われません。

②自動車が津波で流出した。 ×

自動車は家財に含まれません。自動車保険の車両保険でも地震による津波が原因の損害は対象外です。

税金の控除

地震保険に加入している場合、「地震保険料控除」が受けられます。

所得税最大5万円まで、住民税最大2万5000円までです。

自営業者は確定申告で、サラリーマンは年末調整での手続きになります。

乗り合い代理店

最近よく見かける大型ショッピングモールの保険代理店。複数の保険会社の保険を扱い、様々な商品を見比べられるのが特徴です。相談料無料で人気を集めていますが、苦情も増えています。これらの代理店の収入は、保険会社からの手数料なのですが、相談者に合った保険を勧めるのではなく、手数料収入の多い商品を勧めることもあるからです。

私も、試しに行ってきました。感想としては、ある程度の知識がないと、担当者が勧める保険を押しつけられそうな感じでした。

Pick Up 住宅ローンを夫が支払い、妻がそのローンの連帯保証人になっている場合、離婚したからといって連帯保証人をぬけられるわけではありません。
元夫がローンの支払いを滞納すれば、妻が支払わなければなりません。

最後までお読みいただき、ありがとうございます！！

次回は、著作権についてです。お楽しみに。

今後、取り上げてほしいテーマがありましたら、お知らせくださいね。

メイン業務

離婚、遺言・相続、後見制度

その他

交通事故、契約書、内容証明
会社設立

◆行政書士6年 主婦16年 情報発信の行政書士◆

鱸 (すずき) 行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生
ファイナンシャルプランナー

〒659-0051 芦屋市業平町 1-17-203 (JR 芦屋徒歩 1 分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

H P <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com

情報発信 NO.1 遺言ツアー NO.2 裁判員制度 NO.3 後見制度 NO.4 離婚公正証書 NO.5 介護トラブル
NO.6 遺言書